六十　平成二十四年総務省告示第二百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一九の項を次のように改める。

19	削除

六十一　平成二十四年総務省告示第三百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二七の項を次のように改める。

27	削除

第一項の表四七の項を次のように改める。

47	削除

第一項の表五〇の項から五四の項までを次のように改める。

50	削除
51	削除
52	削除
53	削除
54	削除

第一項の表五八の項を次のように改める。

58	削除

第一項の表六三の項及び六四の項を次のように改める。

63	削除
64	削除

第一項の表七二の項を次のように改める。

72	削除

第一項の表七四の項を次のように改める。

74	削除

六十二　平成二十五年総務省告示第八十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一八の項を次のように改める。

18	削除

第一項の表二七の項を次のように改める。

27	削除

第三項の表一〇の項中「(43.10)」を「(47.90)」に、「北緯35度27分42秒東経133度04分31秒の地点と北緯35度31分52秒東経133度07分13秒」を「北緯35度27分36秒東経133度04分28秒の地点と北緯35度31分50秒東経133度07分12秒」に改める。

六十三　平成二十五年総務省告示第二百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三〇の項を次のように改める。

30	削除

六十四　平成二十五年総務省告示第三百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第三項の表二六の項を次のように改める。

26	削除

六十五　平成二十六年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三八の項を次のように改める。

38	削除

六十六　平成二十七年総務省告示第二百三十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表六の項中「神奈川県厚木市愛名545―1」を「神奈川県厚木市愛名2―5―5」に改める。

六十七　平成二十八年総務省告示第一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三五の項を次のように改める。

35	削除

○法務省告示第五百四十四号

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条の二第一項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第一項の規定に基づき希望者登録の特例を定める件を次のように定める。

平成二十八年十月十七日

法務大臣　金田　勝年

出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第一項の規定に基づき希望者登録の特例を定める件

1　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号。以下「規則」という。）第七条の二第一項の法務大臣が定める者は、アメリカ合衆国の国籍を有する者であって、同国国土安全保障省税関・国境取締局が実施するグローバル・エントリー・プログラムの登録を受けており、これを前提として出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第九条第八項の規定による登録を受けようとするものとする。

2　前項に規定する者に係る規則第七条の二第一項の法務大臣が定める様式は、別記様式とする。

附　則

この告示は、平成二十八年十一月一日から施行する。